

## 週休2日交替制工事実施要領

### 1. 週休2日交代制の定義

#### (1) 週休2日

1) 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、4週8休以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 通期の週休2日とは、対象期間において、休日率が、4週8休以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

1) 対象期間は、技術者及び技能労働者の従事期間とする。ただし、次の期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。なお、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

- ・ 夏季休暇（3日間）および年末年始休暇（6日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事全体を一時中止している期間

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とする。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

#### (3) 技術者及び技能労働者

1) 施工体制台帳上の元請及び下請技術者等のことをいう。

#### (4) 4週8休

1) 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で休日率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

2) 通期の4週8休とは、対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

3) なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含める。

### 2. 発注方式

対象期間内の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組むことを、発注者が指定する方式（発注者指定方式）を基本とする。

### 3. 対象工事

令和6年9月1日以降に公告する「週休2日制工事」の現場閉所が馴染まない土木工事を対象とする。

（例 連続施工せざるを得ないシールド、ニューマチックケーソン工事など）

#### 4. 積算方法等

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、補正係数を乗じる。

##### (1)技術者及び技能労働者の休日率の状況

###### 1)月単位の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の全ての月で休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

###### 2)通期の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の休日率が28.5%（8日/28日）以上の場合

##### (2)補正係数及び補正方法

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、労務費、現場管理費等に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式における週休2日の補正については、表1及び表2によるものとし、土木工事標準単価における週休2日の補正については、表3によるものとする。当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

###### 1)補正係数

現場閉所率	月単位の週休2日適用工事 (4週8休以上)	通期の週休2日適用工事 (4週8休以上)
労務費	1.04	1.02
現場管理費率等	1.03	1.01

###### 2)補正方法

- ・ 入札説明書等において月単位の週休2日交替制に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じる。
- ・ 休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日交替制の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものは、補正係数を乗じない。

#### 5. 対象工事である旨等の明示

(1)週休2日交替制に取り組む工事の対象とし、技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて経費の補正を行う場合は、設計図書等（入札公告、入札説明書、特記仕様書等）に対象工事である旨等を明示する。

(2)工事契約後、週休2日交替制による週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定する。

(3)やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間として作業と期間を設計図書に明示する。

## 6. 公告文・入札説明書・特記仕様書等に明示

### (1)入札公告、入札説明書に明示

次のとおり一般競争に付します。		
1	公告日	令和〇年〇月〇日(〇)
2	契約職	〇日本本部長 〇 〇
—省略—		
3.9	その他	
3.9.1	入札方式	電子入札・〇〇審査対象案件
3.9.2	総合評価方式の試行工事	有・無
3.9.3	総合評価（施工体制確認型）の試行工事	有・無
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	有・無
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	有・無
3.9.6	VE試行工事	有・無
3.9.7	入札前に予定価格を公表	有・無
3.9.8	「見積もりを求める方式」の試行工事	有・無
3.9.9	「週休2日交替制適用工事」試行対象工事	有・無
—省略—		
「3.9 その他」の補足説明		
(1)		
⋮		
(〇) 「週休2日交替制適用工事」試行対象工事の有無は右欄の有無による。「有」の場合、当初予定価格において、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費等に乗じて補正しており、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位（及び通期）の4週8休に満たない場合は、契約金額のうち労務費等補正分を減額する。詳細は、特記仕様書および「週休2日交替制工事実施要領」等による。		

### (2)特記仕様書記載例

週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）の実施

- (1) 本工事は、週休2日を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位の週休2日を確保する発注者指定方式の試行工事である。
- (2) 本工事において、交替制による週休2日確保を実施する旨を、施工計画書（当初）に記載し提出すること。
- (3) 受注者は「工事予定・履行報告書」提出時において、受注者は技術者及び技能労働者の休日率の達成状況を工事打合せ簿により報告すること。
- (4) 実施内容および方法は「週休2日交替制工事実施要領」によるものとする。

## 7. 技能者及び技能労働者の休日の確認方法等

- (1)受注者は、毎月1回程度の頻度で工事打合せ簿により技能者および技能労働者の休日取得率を、監督職員に提出する。
- (2)監督職員は、毎月1回程度を目安に技能者および技能労働者の休日取得率の確認を行う。
- (3)受注者は、監督職員から技能者および技能労働者の休日取得率を確認できる資料を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。

<交替制による週休2日を実施する例>

(1) 休日率を確保する対象者

- ・ 施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象。ただし、非常勤（臨時）で従事する者は対象外とする。

(2) 休日日数の割合（休日率）の算出

- ・ 対象者ごとに、休日日数の割合（=当該工事における休日日数／工期日数※）を算出する。  
※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定
- ・ 全対象者<sup>注1</sup>の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。

注1) 工種によっては交替要員の確保が困難な工種もあるが、全工種、全ての技術者、技能労働者を対象とする。

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
J建設	○○	600	180	30%	29%
	●●	600	175	29%	
S建設（一次下請）	▲▲	400	120	30%	
	◆◆	400	115	28%	
R機工（二次下請）		300	95	31%	
工事着手前に確認					4週8休以上

工事完成時に確認

(3) 非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員は、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。

## 8. 留意事項

- (1) 契約後速やかに「週休2日交替制適用工事」であること及び実施に向けた課題の有無を受発注者で確認する。
- (2) 課題がある場合、受注者は解決に向けた検討を行い、工事打合せ簿により監督職員と協議を行う。
- (3) 受注者は、交替制による週休2日確保を実施する旨を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。施工計画書提出時に、技術者及び技能労働者の休日を確保するための具体的な施工体制や休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じない休日の取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督職員へ提示する。
- (4) 受注者は、監督職員と協議のうえ「週休2日交替制工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。
- (5) 監督職員が、技術者及び技能労働者の休日取得状況（現場閉所実績）の確認する場合には工事現

場の労働者の勤務状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌等）を提示する。

(6) 監督職員は、全体工程に影響を与える工事立会や協議等は適切に対応する。

(7) 監督職員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、技術者及び技能労働者の休日中に資料作成を含めた作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(8) 監督職員は、必要に応じて技術者及び技能労働者ごとの休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

## 9. 工事成績評定

(1) 対象期間の全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している工事については、工事成績評定の加点点評価の対象とする。

**表1 市場単価方式における補正係数（土木工事）**

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

**表2 市場単価方式における補正係数（管路施設）**

名 称	規格・仕様	補正係数			
		現場閉所		交代制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂 基 礎 工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂 基 礎 工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕 石 基 礎 工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕 石 基 礎 工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小 型 マ ン ホ ール 工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

**表3 土木工事標準単価における補正係数**

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03

漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03	1.02	1.03